横浜市
十日市場駅周辺地区
道路特定事業計画

― 概要版 ―

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。緑区内では、区の中心的な地域として、文化施設、福祉施設、商業施設など不特定多数の人が利用する施設が集積した十日市場駅周辺を対象に、「横浜市十日市場駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しています。

今回、この基本構想の実現に向け、「横浜市十日市場駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- ●道路特定事業を実施する「道路の区間」
- ●区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- ●その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

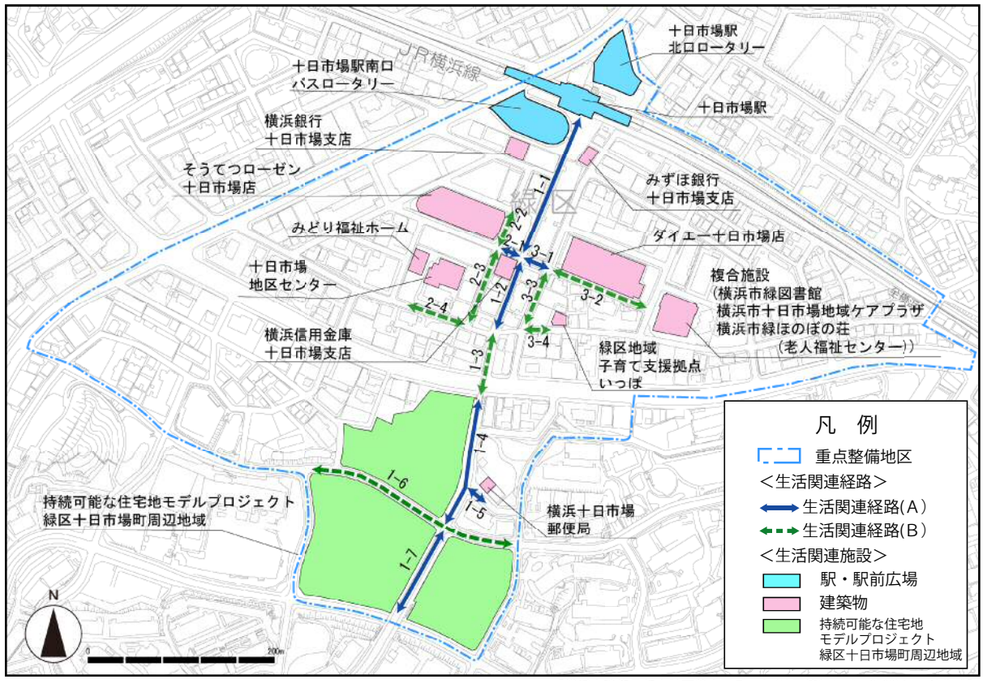

【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

■生活関連経路
生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設）相互間の経路で、特にバリアフリー化を図る必要性が高い経路とします。

なお、生活関連経路は、目標とする整備水準によって、次の2つに区分します。

生活関連経路(A) ⟷
生活関連経路のうち、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

生活関連経路（B） ⇠⇢
生活関連経路のうち地形や市街化の状況等、その地域固有の制約により、生活関連経路Aに設定できないが、その経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限りバリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路（横浜市独自の取り組みとして設定）

■重点整備地区
生活関連施設が複数所在し、かつ当該施設相互間の移動が徒歩で行われ、移動等円滑化事業を推進する必要があると認められる地区

主な整備基準

■ 有効幅員

・歩道の有効幅員は2m以上確保する。

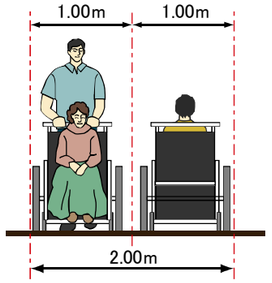

■ 舗装材

・ 歩道の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ水はけの良い仕上げとする。
・ 歩道の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。（透水性舗装等）

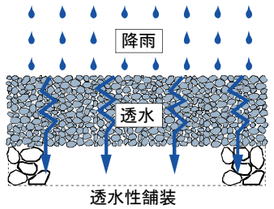

■ 歩道構造

・横断歩道に接続する歩道と車道の段差は2cmとする。
・横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
・歩道の縦断勾配を5％以下とする。
・歩道の横断勾配を1％以下とする。

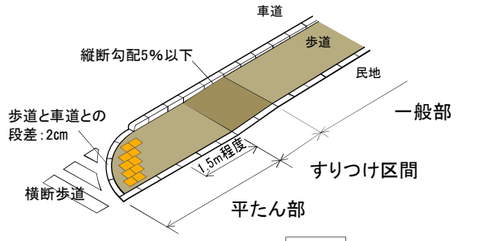

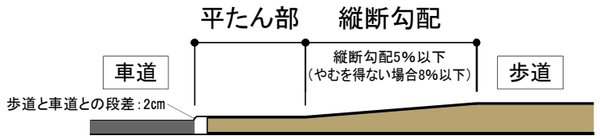

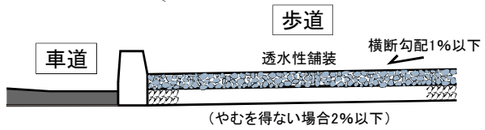

■視覚障害者誘導用ブロック

・視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色とする。（周囲の舗装材の色は容易にブロック部分が識別できるように配慮する。）
・交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗車口などに設置する。
・区役所、図書館、市が設置する全市一館施設、その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。

視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

・ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
・道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様の御協力をお願いします。

お問い合わせ

横浜市緑区緑土木事務所
〒226-0025 横浜市緑区十日市場町876-13　電話：045-981-2100　FAX：045-981-2112

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1　電話：045-671-2731　FAX：045-651-5443
ホームページ：http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/

（横浜市地形図複製承認番号　平29建都計第9004号）

平成 29年4月発行

道路特定事業の整備方針

■目標年次・・・・・・原則として、平成３３年度までを目標に整備を実施します。
■整備レベルの設定・・地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的に整備するために他事業者との連携や整合を図るとともに歩行空間の連続性に配慮します。
■整備基準・・・・・・「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

（１）個別経路の事業計画

経路・区間		事業延長	経路種別			事業内容と事業量																		事業実施予定期間（年度）					事業実施に際して配慮すべき重要事項
						歩行空間の確保	道路構造の改修						視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他												
								歩道の改修																					
						歩道の拡幅	車道の改修	全面改修	部分改修	平たん部の確保	勾配の改修	排水施設の改修	経路誘導の連続敷設 新設	経路誘導の連続敷設 改修	交差点部等の部分敷設 新設	交差点部等の部分敷設 改修	カラーベルトの設置	車止めの改修	手すりの設置	植栽の剪定	縦断勾配改善の検討	照度の確保の検討	休憩施設の設置の検討						
経路名称 事業区間		m	生活関連施設	生活関連経路（A）	生活関連経路（B）	m	m²	m	m²	箇所	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	m	基	m	m	m	m	箇所	H29	H30	H31	H32	H33	
	十日市場駅北口ロータリー 十日市場駅北口ロータリー	226	●					226	368	5			31			4		18	22										
	十日市場駅南口バスロータリー 十日市場駅南口バスロータリー	200	●					200		2				186		2		5											
1－1	プロムナード① 十日市場駅南口～横浜信用金庫前の交差点	162		●			49	162		2		18		216		3		10											
1－2	プロムナード② 横浜信用金庫前の交差点～十日市場歩道橋	86		●				75				6		75															
1－3	十日市場歩道橋(太鼓橋) 十日市場歩道橋	71			●			75		1		4		129		2		7	26		56	56	1						持続可能な住宅地モデルプロジェクト事業との調整が必要
1－4	持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域① 十日市場歩道橋～保育園前の交差点	142		●																			1						持続可能な住宅地モデルプロジェクト事業との調整が必要
1－5	十日市場郵便局前 郵便局前の交差点～郵便局	15		●												1								整備済					
1－7	持続可能な住宅地モデルプロジェクト 緑区十日市場町周辺地域③ 保育園前の交差点～小学校前の交差点	108		●																132				継続実施					
2－1	そうてつローゼン・プロムナード間 横浜信用金庫前の交差点～横浜信用金庫十日市場支店交差点	29		●			207	12		4		1	19	4	1	3		3											
2－2	そうてつローゼン東側 横浜信用金庫十日市場支店交差点～そうてつローゼン前の交差点	39			●		88	27																					
2－3	十日市場地区センター・みどり福祉ホーム東側 横浜信用金庫十日市場支店交差点～十日市場歩道橋西側の交差点	90			●	81	408	48		1	2			63		1													
2－4	十日市場地区センター・みどり福祉ホーム南側 十日市場歩道橋西側の交差点～地区センター入口前の交差点	77			●			69						66															隣接建物管理者との調整が必要
3－1	ダイエー・プロムナード間 横浜信用金庫前の交差点～ダイエー十日市場店交差点	28		●			77	11		3				24	1	2													
3－3	いっぽ西側 ダイエー十日市場店交差点～十日市場歩道橋東側の交差点	72			●					1																			
3－4	いっぽ南側 十日市場歩道橋東側の交差点～いっぽ	33			●												40												

全面改修：歩道の全幅員を改修すること。
部分改修：歩道の一部分を改修すること。
平たん部の確保：横断歩道等の手前の歩道内の平たん部の確保や歩道内の段差を改善すること。
勾配の改修：車両乗り入れ部分の横断勾配を改善すること。

道路特定事業の整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

（１）個別経路の事業計画
（２）道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算等により必要に応じて計画を見直します。

（２）道路特定事業計画の対象経路

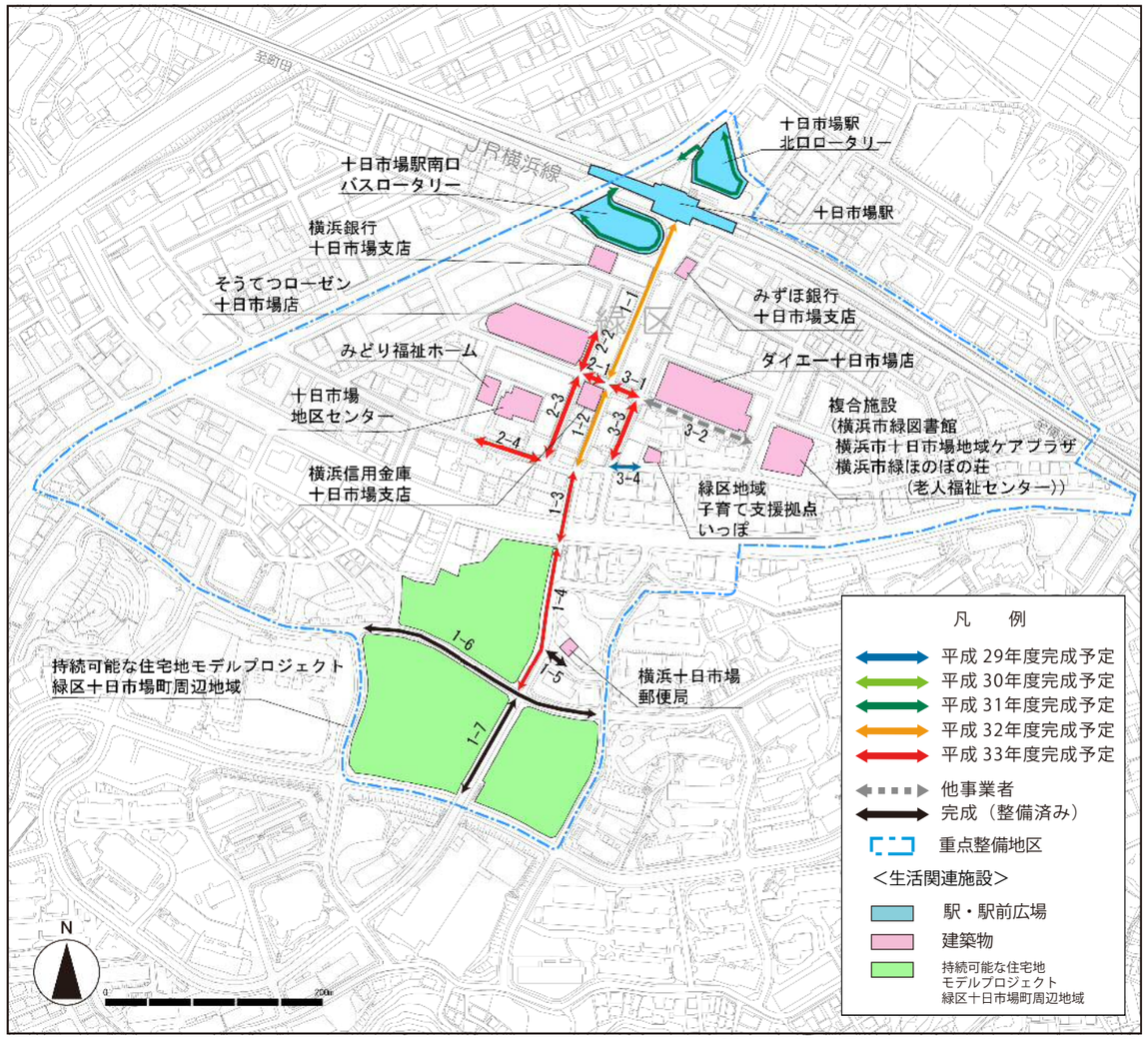

【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】